

# 「事業概況報告書」の提出はお済みですか？ 法令で提出が義務付けられています！

**内航海運業報告規則**第三条の規定により、内航海運業者は下記の**報告書を国土交通省あて提出**していただくことになっています。  
お忙しいところ大変お手数ですが、ご対応よろしくお願ひいたします。

(提出対象)

◆**内航海運業者**（登録事業者）※休止事業者を除く

※船舶管理会社・オーナー・オペレーターいずれも対象です。



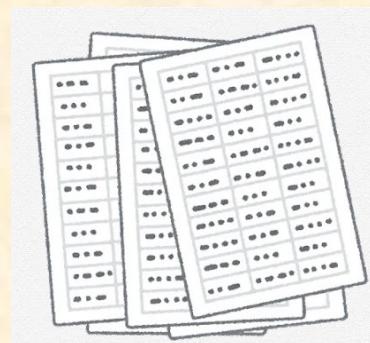
(報告書)

◆事業年度ごとの事業概況報告書

◆決算期ごとの財務諸表

（貸借対照表、損益計算書、

内航海運業損益明細表、固定資産明細表）



(提出先)

◆管轄の運輸支局・海事事務所にご提出ください。

※メールでのご提出にご協力お願いします。

(提出期限)

・事業年度ごとの事業概況報告書：毎事業年度の経過後100日以内

・決算期ごとの財務諸表：毎決算期の経過後100日以内



**報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、50万円以下の罰金に処することとなっております。**



提出された事業概況報告書については、今後、内航海運業の施策検討を行うにあたって活用する貴重な基礎データとなりますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

報告書の様式は、当省ホームページよりダウンロードいただけます。  
(国土交通省HP特設WEBページ：[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn3\\_000009.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn3_000009.html))



(二次元コード)